

### 豊中市高齢者福祉電話貸与事業申込書

豊 中 市 長           あて

住所 \_\_\_\_\_

申込者 名前 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

固定電話、携帯電話又はスマートフォン等の通信手段を利用していません。  
 高齢者福祉電話の貸与にあたり、世帯の課税状況を確認することに同意し、  
 下記のとおり申込みます。

<b>対象者</b>	名 前		生 年 月 日			
	ふりがな		年 月 日 ( 歳 )			
	<b>住 所</b>	〒 - 豊中市		表札の有無		
<共同住宅（マンション・アパート・文化住宅）の場合> ・建物名や住宅名 ( ) ・部屋番号 ( )                      ・居住階数：( ) 階		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 四角内にチェックしてください。				
申込理由						
身体状況            1. 緊急に対応する必要性の高い疾病あり            2. 歩行困難で常時注意が必要						
医療機関受診状況						
●現在患っている病気 ( ) ●医療機関名 ( ) ●診療科 ( ) ●住所 ( ) ●電話番号 ( - - ) ●通院頻度 ( 週間に 回、カ月に 回)		●現在患っている病気 ( ) ●医療機関名 ( ) ●診療科 ( ) ●住所 ( ) ●電話番号 ( - - ) ●通院頻度 ( 週間に 回、カ月に 回)				
<b>緊急連絡先</b>	名 前		続柄	住 所		電話番号

## 高齢者福祉電話貸与誓約書

豊中市長 あて

貸与対象者 住 所 豊中市

氏 名(自筆)

私は、高齢者福祉電話の貸与を申込するにあたり、次の事項を承諾し固く守ることを誓約します。

### (経費の負担)

第1条 市長は、高齢者福祉電話の設置に要する経費、基本料金、ユニバーサルサービス料及び付加使用料とこれらにかかる消費税を負担し、通話料等のそれ以外（消費税を含む）は、貸与対象者が負担するものとする。

### (経費の支払い)

第2条 貸与対象者の負担部分に係る経費は、西日本電信電話株式会社より指定された期日までに支払わなければならない。

2 貸与対象者の支払い遅延により発生した延滞利息金は、負担部分に応じて貸与対象者が支払うものとする。

### (貸与対象者の義務)

第3条 貸与対象者は、やむをえない理由で電話費用の支払いを遅延する場合は、市に必ず報告しなければならない。

### (契約の解除)

第4条 市長は、貸与対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者福祉電話の貸与を廃止することができる。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき
- (2) ひとり暮らしではなくなったとき
- (3) 住民税非課税世帯に属する住民税非課税者でなくなったとき
- (4) 携帯電話等、他の通信手段を所有したとき
- (5) 施設入所、入院等で長期不在となったとき
- (6) 高齢者福祉電話利用誓約書に違反したとき。
- (7) その他、市長が必要でないと思えたとき。

### (その他)

第5条 この契約に関し、疑義が生じた時は、貸与対象者は市長の指示に従うものとする。